

委託業務仕様書（企画提案募集用）

1 事業名

大阪・関西万博サービスロボット実証事業

2 事業の目的

2025年日本国際博覧会「大阪・関西万博」（以下「大阪・関西万博」という。）では、会場内において次世代の様々なロボットを実装・実証する「ロボットエクスペリエンス」が実施される。企業、教育・学術・研究機関、国・政府関係機関、国際機関、自治体などから広く参加者を募集する当該事業へ、本県が主体となり、複数の県内企業と共に参加し、各種ロボットが連携したプロジェクト形式での実証実験を行うことで、国内外VIP・メディアに対する愛知県及び県内ロボットベンダー※の効果的なPRを図る。

※ロボットベンダー：ロボットを製造・開発・運用する事業者・大学・研究機関等

※県内ロボットベンダー：愛知県内に事業所等を有するロボットベンダー
＜参加を予定する（実証実験の実施を予定する）事業＞

（1）事業名

2025年日本国際博覧会 『未来社会ショーケース事業出展』 「スマートモビリティ万博」ロボットエクスペリエンス

（2）主催者

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）

（3）実証実験の実施期間

「大阪・関西万博」開催期間（2025年4月13日（日）から10月13日（月）まで）の内、1週間程度

（4）実施場所

「大阪・関西万博」会場内（大阪府大阪市此花区夢洲）

※（3）、（4）は博覧会協会との調整により決定。

3 2024年度の事業内容

本県のロボット技術と先端的な社会の姿を発信できるような実証プロジェクトを立案し、ロボットエクスペリエンスの採択を目指す。

また、ロボットエクスペリエンス参加決定の折には、2025年度の実証実験実施に向けて、準備・運用計画の策定、参画するロボットの調整や、テスト運用、効果的なPRのために必要なコンテンツ制作等、必要な準備を行う。

なお、立案する実証プロジェクト案は以下要素を含むものとする。

- ・ 3～5者程度のロボットベンダーが参画していること。
- ・ 参画するロボットベンダーの内、複数が県内ロボットベンダーであること。
- ・ ロボットが連携し、来場者に対し一連のサービスを提供すること。
- ・ 1週間以上の実施を前提とすること。

4 委託業務の概要

ロボットエクスペリエンスへの参加に向けて、下記の業務を実施すること。

<ロボットエクスペリエンスの採択に向けて実施する業務>

(1) 実証プロジェクトの立案

- ・ 本県のロボット技術と先端的な社会の姿を発信できるような実証プロジェクトを立案すること。
- ・ 仕様書3項に規定する実証プロジェクトに求める要素を満たすこと。
- ・ プロジェクトに参画するロボットベンダーを選定し、その調整を図ること。
- ・ 実証プロジェクト及び参画するロボットについては、県と協議の上、決定すること。

(2) 応募に必要なエントリーシートの作成及び採択に向けた調整

- ・ 立案した実証プロジェクトを基に、博覧会協会がロボットエクスペリエンスへの応募資料として指定するエントリーシートを作成すること。
- ・ 本県が博覧会協へエントリーシートを提出後、採択に向け、博覧会協会からの質問対応等、必要な調整を進めること。

<ロボットエクスペリエンスの採択後に実施する業務>

(3) 準備・運用計画の策定

- ・ 実施場所及び時期の決定後、速やかに実証実験の準備・運用計画を策定すること。
- ・ 準備計画として、プロジェクトの実現に必要なロボットの調整・改良事項、リスクアセスメントの実施案、博覧会協会等と調整が必要な事項、テスト運用計画などを整理すること。
- ・ 運用計画として、実施場所におけるレイアウト、実施体制、必要人員やタイムライン、PR活動、制作するなど整理すること。

(4) 実証プロジェクトに係るロボット調整及びテスト運用

- ・ 準備・運用計画に基づき、2024年度中に実施すべきロボットの調整、改良、リスクアセスメント、関係者整理、テスト運用などを行うこと。

(5) PRコンテンツの制作

- ・ 準備・運用計画に基づき、効果的なPRに必要な動画、パネル、サイネージ等を制作すること。
- ・ PRコンテンツの制作にあたっては愛知県及び参画ロボットを分かりやすく説明するとともに、実証プロジェクトの一覧の流れが分かるように工夫すること。

(6) 本事業に係る一連の運營業務

- ・ 実証実験実施に向けた、博覧会協会との調整を行うこと。
- ・ ロボットのテスト運用にあたり、各種申請が必要な場合はそれに関する業務を行うこと。

(7) 想定する全体スケジュール

以下のスケジュールを目途に業務を実施すること。

2024年4月	実証プロジェクト立案、エントリーシート作成
2024年5月	博覧会協会へエントリーシート提出（適宜、博会協会との調整）
2024年7月	ロボットエクスペリエンスの採択
2024年8月	準備・運用計画の策定
2024年9月～10月	ロボット調整
2024年10月～2025年2月	ロボットテスト運用、PRコンテンツ制作
2025年2月～3月	事業実施報告書の作成

5 成果物

・事業実施報告書（A4判縦）	2部
・PRコンテンツ（動画、パネル、サイネージ等）	1式
・上記の電子データ（県の指定するデータ形式）	1式
・その他県が指示したもの	1式

6 その他

- （1）委託事業の開始から終了までの間、本事業を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- （2）受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- （3）納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- （4）委託事業の実施に当たり、問題等が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに誠実な対応を行うこと。
- （5）本事業の成果物の内容は、受託事業者の承諾なく、その他事業に活用できるものとする。
- （6）本事業を実施することにより発生した仕様書4項に示す成果物以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう）については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託者に帰属するものとする。
 - ・本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- （7）本事業に係る会計実地検査等が行われる場合には協力すること。
- （8）受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければ

ればならない。

- (9) その他、本仕様に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。